

第67号 山田町復興まちづくり かわら版



発行・編集 山田町役場復興企画課

新年号の発行にあたって

新年、あけましておめでとうございます。本年も、どうぞよろしくお願いいたします。

本年は、山田地区の高台住宅団地及び土地区画整理区域内でも、住宅再建がいよいよ本格化してまいります。

引き続き、宅地造成や道路、防潮堤等の工事による大型車両の往来や交通規制等により、住民の皆様にはご不便やご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

各種個別相談会を開催します

● 行政書士会によるなんでも相談会を開催します

- ▶ 遺産相続手続き ▶ 遺言について ▶ 農地や山林など土地の活用 ▶ 住宅再建に係る補助制度
- ▶ 事業の継承、起業 などなど、お気軽にご相談ください

開催日	時間	場所
平成30年1月13日(土)	10:00～15:00	中央コミュニティセンター2階 集会室

【予約・問い合わせ】

岩手県行政書士会事務局 ☎019-623-1555 ※予約優先、予約は前日までに

● ファイナンシャルプランナー（生活に関わるお金の専門家）による個別相談会を開催します

生活に関わるお金のこと（預貯金、年金、税金、住宅ローン、老後の生活設計等）のことについて、幅広く相談に応じます。これから住宅を再建する方も、すでに再建が済んでいる方も、生活に関するお金のことでお悩みがあれば、お気軽にご相談ください。相談の際は、家計の収支が分かる書類（源泉徴収票、年金証書、家計簿等）をお持ちになると便利です。

開催日	時間	場所
平成30年1月29日(月)	午前の部 10:30～12:00	中央コミュニティセンター 2階相談室
	午後の部 13:00～15:30	

【予約・問い合わせ】 宮古地区被災者相談支援センター ☎0120-935-750 ※要予約

被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期限が延長されました

震災により住宅に大規模半壊以上（半壊解体含む）の被害を受けた世帯に対し住宅の再建方法に応じて支給される被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期限が延長され平成31年4月10日までとなりましたのでお知らせします。

被災者の住宅再建に係る補助制度について

震災により被害を受けた方が住宅を再建する場合の各種補助制度は、被災時にお住まいだった地区や世帯分離の有無、再建場所によって対象となる事業が異なります。

制度によって申請のタイミングは異なります。また被災時の世帯からの世帯分離の有無等で、補助の対象とならない場合もありますので、住宅の再建計画を立てる際は、事前に町復興企画課まで確認していただきますようお願いいたします。

特に、住宅ローン等を組む際の利子補給の制度と引越費用の補助は注意が必要です。利子補給の補助は契約や着工の前、引越費用の補助は引越しを行う前にそれぞれ申請が必要な制度もありますので、必ず事前に対象となる事業をご確認ください。

一 再建方法ごとの補助制度について

申請のタイミングは事業名の右側にあるA～Cで区分されますのでご注意ください

- (A) … 住宅の建築請負契約を結びましたら、申請をしてください
- (B) … 引越しを行い、住所を新居に異動し、仮設住宅等のカギを返却しましたら申請をしてください
- (C) … 利子補給の場合、土地や建物の契約・着工の前に、申請をしてください。
引越補助の場合、引越しを行う前に、申請をしてください。

※ (C) の制度は、着手後や引越し後の申請はできませんのでご注意ください！！！！

●民間賃貸住宅又は 災害公営住宅に入居する

全壊
(半壊解体含む)

大規模半壊

加算支援金 (A)

複数世帯 50万円
単数世帯 37.5万円

民間賃貸住宅のみ

引越補助
再建住居移転事業 (B)
がけ地近接等危険住宅
移転事業 (C)
防災集団移転促進事業 (C)

被災時にお住まいだった地区や再建する場所、世帯分離の有無等により、対象となる事業が異なりますので、引越しをする前に必ずご自分の対象制度をご確認いただきますようお願いいたします

●高台住宅団地や購入した土地等に住宅を建設・購入する

	全壊 (半壊解体含む)	大規模半壊
加算支援金 (A)	複数世帯 200万円 単数世帯 100万円	
住宅再建支援事業 (B)	複数世帯 200万円 単数世帯 100万円	
住宅再建支援事業 (追加分) (B)	複数世帯 100万円 (上限額) 単数世帯 75万円 (上限額)	
住宅自力再建者支援事業 (B)	土地購入して建設等 100万円 自己所有地に建設等 50万円	
利子補給 復興住宅融資利子補給 (B) がけ地近接等危険住宅移転事業 (C) 防災集団移転促進事業 (C) 生活再建住宅支援事業 (既往債務)	被災時にお住まいだった地区や再建する場所、世帯分離の有無等により、対象となる事業が異なりますので、再建計画を立てる前に、必ずご自分の対象制度をご確認いただきますよう、お願いします	
生活再建住宅支援事業 (B)	バリアフリー対応 40万円～90万円 岩手県産材使用 20万円～40万円	
引越補助 再建住居移転事業 (B) がけ地近接等危険住宅移転事業 (C) 防災集団移転促進事業 (C)	被災時にお住まいだった地区や再建する場所、世帯分離の有無等により、対象となる事業が異なりますので、引っ越しをする前に必ずご自分の対象制度をご確認いただきますようお願いいたします	

※住宅再建支援事業 (追加分) 及び住宅自力再建者支援事業は、賃貸住宅で被災し、大家都合により解体できない場合は「大規模半壊でも補助対象となります。

※住宅自力再建者支援事業は、復興事業により整備された宅地 (高台住宅団地等) に住宅を建設する場合は補助対象外です。

【お問い合わせ】

町復興企画課被災者再建支援室 ☎0193-82-3111 (内線371、372、373)

災害公営住宅について

～町営災害公営住宅 3 団地の随時募集を開始します～

(1) 募集団地

団地名	場 所	構 造	間取り等	募集戸数	入居時期
大沢小西	大沢第 6 地割地内	木造・戸建	2 D K〔平屋〕	4 戸	手続きが完了 次第入居可能
			3 D K〔2 階建て〕	3 戸	
下条	大沢第 1 0 地割地内	軽量鉄骨 ・ 戸建	2 D K〔平屋〕	3 戸	
			3 D K〔2 階建て〕	1 戸	
大浦第 2	船越第 2 2 地割地内	木造・長屋	2 D K〔平屋〕	1 戸	

※被災者向けの公営住宅です

※このほかに入居者の随時募集を行っている団地について、下部に詳細をお知らせしています

(2) 募集期間及び申込受付

期間：平成 3 0 年 1 月 1 6 日（火）以降、募集住戸がなくなるまで

受付：町建築住宅課（窓口への持参のみとします）

※募集要項及び申込用紙は、同日より町建築住宅課及び各支所にて配布します

【お問い合わせ】 町建築住宅課建築住宅係 ☎ 0 1 9 3 - 8 2 - 3 1 1 1（内線 3 4 3、3 4 4）

～上記 2 団地以外にも入居者の随時募集をしている団地があります～

	県営住宅	町営住宅
団地名	●豊間根アパート ●北浜アパート ●織笠アパート	●柳沢第 1 団地 ●跡浜団地（※）
募集案内 配布場所	・町建築住宅課、各支所 ・宮古土木センター ・岩手県建築住宅センター ・宮古、釜石、大船渡、陸前高田市役所及び 大槌町役場	・町建築住宅課、各支所
申込方法	入居申込書に必要事項を記入し、必要書類と ともに下記窓口を持参か郵送で提出してください	入居申込書に必要事項を 記入し、必要書類とともに 下記窓口を持参してください
受付窓口 お問い合わせ	・岩手県建築住宅センター（持参・郵送） ☎ 0 1 2 0 - 2 0 8 - 2 0 1 又は ☎ 0 1 9 - 6 2 3 - 4 4 1 4 ・宮古土木センター管理課（窓口への持参のみ） ☎ 0 1 9 3 - 6 4 - 2 2 2 1	町建築住宅課 建築住宅係 （窓口への持参のみ） ☎ 0 1 9 3 - 8 2 - 3 1 1 1 内線 3 4 3、3 4 4

※町営跡浜団地は織笠地区の防災集団移転促進事業の対象者のみ入居可能です